

工事共通仕様書

第1（適用）

- 1 本工事の仕様は、「愛媛県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、この仕様書によるものとする。

第2（一般）

- 1 受注者は、工事着手に先だち工事施工に関連する漁業協同組合、土地改良区、隣接利害関係者、その他関係機関等に連絡をとりその了承を得たうえでなければ着工してはならない。
- 2 受注者は、工事施工に当たっては、労働者の安全確保に万全の措置を講じ、労働安全衛生規則等諸法規に違反しないよう、夫々に工種、工程において責任ある現場管理者を常駐させるものとする。
- 3 受注者は、常に安全を確認のうえ作業を行い、特に切取、掘削工事の機械施工に当たっては、余分の掘削を厳に慎み地山に余分の振動衝撃を与えないよう配慮すると共に、1日の作業開始前、及び終了直前には必ず法面等を点検し、浮石を除去し、安全を確認しなければならない。
- 4 受注者は、工事施工に伴う仮設物、材料置場、運搬路等に土地等を使用する場合は、事前に当該土地等の管理者と協議し貸借関係の締結後でなければ着手してはならない。又、当該土地等の管理者との紛争は受注者において処置するのは当然であるが、必要により市が仲介を行う場合受注者は市の裁定に服するものとする。
- 5 受注者は、工事施工に関し交通規制の必要がある時は、原則として7日前までに監督員に届出て承諾を得なければならない。又交通規制中の工事施工に当たっては、通行禁止、片側通行、時間制限等規制の内容に応じ適切な標示、確実な遮断又は誘導、整理等通行の安全に万全を期すとともに、夜間の照明設備、赤色灯、保安設備、標識等については、適宜パトロールを行い、適切さを確認するものとする。
- 6 港湾工事については、受注者は工事着手に先だち所管の海上保安庁に所要の手続きを行った後に着工するものとし、工事施工中の船舶航行の安全については、海上保安庁の指示を厳守し、適切な処置を講じなければならない。

第3（施工管理）

- 1 受注者は、共通仕様書第1編 1-1-1-22（施工管理）及び第2編第2節に規定する施工管理及び品質管理について、「愛媛県土木工事施工管理基準」に示されている管理基準に基づき管理し、施工管理資料一覧表に基づく資料を作成し、提出又は協議しなければならない。